

令和4年4月20日14時00分
資料配布 近畿地方整備局 淀川河川事務所
(大阪府 同時発表)

淀川下流域のシジミから規制値を超える貝毒が検出されました
～シジミを採取して食べないでください。加熱しても毒はなくなりません。～

淀川下流域で採取されたシジミから規制値を超える貝毒が検出されました。安全性が確認されるまでの間は、加熱しても毒はなくなりませんのでシジミを採取して食べないでください。

- 4月19日に淀川下流域で採取されたシジミについて大阪府環境農林水産部水産課により貝毒検査を行い、規制値(4MU/g)を超える貝毒(麻痺性)(16MU/g)が検出されました。
- 安全性が確認されるまでの間はシジミを採取して食べないようお願いします。
 - 淀川河川事務所では、潮干狩り等の河川利用者に看板設置等による情報提供を行います。

※貝毒とは

二枚貝は、2月から6月にかけてエサのプランクトンが原因で毒をもつことがあります。毒を蓄積した貝を食べると、手足のしびれといった麻痺や下痢などの症状を発生することがあります。

※MU(マウスユニット)とは

1マウスユニット＝体重20gのマウスを15分で死亡させる毒量

(大阪府ホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/shokutyuudoku/kai.html>)

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

(貝類の生態、安全確保に関する問合せ)

大阪府環境農林水産部水産課 TEL06-6210-9612(直通) いのうえ てらくら 井上、寺倉

(食中毒対策に関する問合せ)

大阪市健康局健康推進部生活衛生課乳肉衛生・動物管理グループ ただ 多田
TEL06-6208-9996(直通)

(プランクトンに関する問合せ)

地方独立行政法人 大阪府立環境農林水産総合研究所 生物多様性センター こんどう 近藤
TEL072-833-2770(代表)

(河川環境に関する問合せ)

近畿地方整備局 淀川河川事務所 河川環境課長 まつもと 松本
TEL072-843-2861(代表)

※貝毒検査の結果:16.0MU/g
(規制値:麻痺性貝毒、貝のむき身
重量1gあたり4MU)



淀川河川事務所が看板を設置し
情報提供を行う範囲(淀川河口～淀川大堰下流)